

平成27年度公正取引委員会調達改善計画

平成27年3月31日
公正取引委員会

平成27年度公正取引委員会調達改善計画について、「調達改善の取組の推進について」（平成25年4月5日行政改革推進本部決定）及び「調達改善の強化について（調達改善の取組指針の策定）」（平成27年1月26日行政改革推進会議取りまとめ）を踏まえ、以下のとおり策定する。

1 調達改善計画の目的

限られた財源の中で政策効果を最大限向上させるためには、政策の遂行に必要な財・サービスの調達を費用対効果において優れたものとすることが非常に重要である。他方で、調達の目的や財・サービスの性質に応じた最適な調達方法等を検討するほか、国の調達活動の公共性に鑑み、経済性に加えて、公平性、透明性、履行の確実性、各種の法令等の遵守、国の諸政策との整合性などの幅広い観点からの考慮が必要となる。

公正取引委員会における調達改善に当たっては、これらの要請に応えるために、調達する財・サービスの特性を踏まえ、主体的かつ不断に創意工夫を積み重ねることとし、透明性、外部性を確保しつつ、自律的かつ継続的に取り組み、推進することとする。

2 調達の現状分析

公正取引委員会は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）及びその特別法である下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）等の厳正かつ適切な執行を主たる職務としており、多くの財・サービスを調達して行う事業は実施していない。そのため、財・サービスの調達について、その内容は年度によって大きく変化することはなく、経費の構成もおおむね同じである。

公正取引委員会は、自己のこのような調達に係る特性を踏まえた上で、これまで、調達改善の余地が大きいと見込まれる財・サービスを選定して調達改善に取り組んできており、事務費においては調達改善の効果が認められる。他方、調達改善の余地が大きいと見込まれる財・サービスについては、取組が一巡していることから、今年度は、調達の手法に着目した調達改善に重点的に取り組むものとする。

3 重点的に調達改善に取り組む分野

(1) 随意契約における競争性の更なる向上

随意契約については、競争性を更に向上させるため、競争参加者の増加を図り、より多くの事業者から見積書を徴する。

特に、過去に同種の調達があるものについては、競争参加者の幅を広めるため、可能な限り、当該調達において過去に見積りを徴していなかった者からも見積書を徴する。

また、調達の目的、財・サービスの特性等によって条件を付して調達するものについて、当該条件の必要性等を十分に検討し、競争性の向上を重視すべき点があれば、調達条件を緩和する。

(2) 特命随意契約における適正な価格での調達

財・サービスの特性によって供給者が特定一者であるために特命随意契約とならざるを得ないものについては、より適正な価格での調達となるよう見積内容を精査するなどし、可能な場合は、条件、価格等に関する交渉を実施する。

また、供給者が特定一者である調達については、政策遂行の目的に照らして、他の財・サービスによる代替の可能性等を十分に検討する。

4 継続的な取組等

昨年度まで調達改善の取組等において実施したもので、適正な調達に資する継続的な取組については、今年度においても同様に実施する。

(1) 調達手続、契約内容等の審査及び検証

ア 随意契約の事前審査の実施

競争性のない随意契約については、引き続き、公正取引委員会に設置している随意契約審査委員会において、契約の適否等について事前の審査を実施する。

イ 契約の事後検証の実施

公正取引委員会が行う契約について、引き続き、第三者の立場から監視を行うために設置している契約監視委員会において、調達の手続、契約の内容等について外部有識者による検証を実施する。

また、契約監視委員会において指摘された事項等は、次回以降の調達において改善を図る。

(2) 一者応札の解消に向けた取組

入札説明書等を取り寄せたが応札しなかった者から意見を聴取し、一者応札となった原因を分析することで次回以降の調達に活用する。

なお、財・サービスの特性により供給者が特定一者であるものについては、競争入札の有効性等を慎重に検討し、場合によっては、随意契約として条件、価格等に関する交渉を実施する。

(3) 汎用的な物品・役務における共同調達等

汎用的な物品・役務における共同調達については、既にその大部分で実施しているところ、平成26年度までに実施した14品目を継続して実施するとともに、地方事務所及び支所も含め、引き続き、共同調達の拡大及び品目の増加に努める。

5 その他の取組

(1) 調達事務に係る研修、検討会等の実施

調達事務を担当する職員に対し、適正調達の意識向上を図るための研修を実施するほか、調達改善の事例等をイントラネットに掲示する。

(2) 他府省庁等の優良改善事例の研究

他府省庁等において実施され、効果的であった調達改善の事例について、その内容を研究し、公正取引委員会における調達改善の参考とする。

6 実施状況の把握

調達改善計画の実施状況については、上半期（4月～9月）終了後及び年度終了後に取りまとめる。

7 自己評価の実施

調達改善の自己評価については、調達改善計画の実施状況に基づき、上半期（4月～9月）終了後及び年度終了後に実施し、自己評価結果をその後の調達改善の取組や調達改善計画の策定に反映させるものとする。

8 推進体制

(1) 推進体制

「公正取引委員会調達改善推進チーム」を設置し、調達改善を推進するための体制を次のようにする。

統括責任者	官房総括審議官
副統括責任者	官房総務課長
メンバー	官房総務課企画官 官房総務課会計室長
事務局	官房総務課会計室

推進チームによる会合は必要に応じて開催するものとする。また、事務局は、半期ごとに進捗状況を推進チームへ報告する。

(2) 外部有識者の活用

取組の推進に当たっては公正取引委員会契約監視委員会各委員の意見を活用する。

9 その他

調達改善計画に関する取組状況等については、公正取引委員会のホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達改善計画の改定を行うものとする。

以上